

# 小学校教員資格認定試験の見直しについて(案)

平成 21 年 6 月 8 日  
初等中等教育局教職員課

## 1 教員資格認定試験制度の概要

大学での教員養成が必ずしも十分でない分野において、広く一般社会から教育に熱意を持つ優れた人材を教育界に迎え入れることにより、教員組織の活性化を図るため、教員免許制度の例外として、昭和 39 年に創設された制度(当時は高等学校のみ)。

小学校教員資格認定試験については昭和 48 年度から導入  
合格者には小学校教諭の 2 種免許状が授与される。

## 2 小学校教員資格認定試験の見直しの内容

現在実施している 3 種類の教員資格認定試験のうち、「小学校教員資格認定試験」について当分の間、休止とすること(休止開始時期：3～5 年後から)。

## 3 見直しの理由

- (1) 通信制も含め、小学校の教員免許を取得できる大学数が相当数増えており、大学における教員養成ができる環境が整ってきたこと。
- (2) 現役学生の受験者数が増加していくなかで、いわゆる社会人受験者の合格者数は著しく減少していること。
- (3) 平成 16 年の国立大学法人化以後、現行の試験実施大学も含め、試験実施のための組織体制の維持が困難になってきていること。

## 4 これまでの見直し

- (1) 中央教育審議会の「今後の教員免許制度の在り方について」(平成 14 年 2 月 21 日) 答申において、「教員不足や大学における養成になじまない教科等に係る教員を確保する目的で実施している教員資格認定試験について、今後特別免許状の有効期限を撤廃することにより特別免許状の授与で制度上代替できることから高等学校教科領域一部免許状、小学校二種免許状等を含め、今後の教員資格認定試験の在り方については、廃止することを含めその見直しを行うことが必要。」と提言。
- (2) これにより、高等学校教員資格認定試験については、平成 16 年度から当分の間休止。